

## 配偶者の給与所得の合算方法について

別紙1

配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。  
 なお、定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となります。

### 例) 給与所得者(源泉徴収票の場合)

平成23年分 給与所得の源泉徴収票									
支払 を受け る者	住所 又は 居所	東京都港区新橋〇-××-△		(受給者番号)	0000451		氏名	ニホンガミ イチロウ	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	6,000,000円	4,260,000円	2,629,600円	81,500円					
控除配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者除く)	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金	特別控除額	
有 無	老人	特定 老人	その他	特別 他	809,600	50,000			
〇		1	1						
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 159,600円				配偶者の合計所得 円					
(妻)裕子(子)丈一郎(子)舞(年少)翼				個人年金保険料の金額 円					
				長期損害保険料の金額 円					
未成年者	乙種	障害者	高齢	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	
		特別 他	一般 特別	専夫				受給者生年月日	
								明 大 昭 平 年 月 日	
								〇 36 4 21	
支払者	住所又は所在地	東京都千代田区大手町▲-〇-▼▲		氏名又は名称		富士額 株式会社			

本人 支払金額 + 配偶者 支払金額(下表で算出した金) = 340万円以下

< 給与所得の控除額 > (配偶者のみ)

年間収入金額(税込)【A】	控除額
400万円以下	【A】×0.2+263万円
(ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額である。)	
400万円を超え878万円以下	【A】×0.3+223万円
878万円超	486万円

### 例) 給与所得者以外(確定申告書の場合)

平成23年分の所得税の申告書日 FA0027									
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		氏名	税務 太郎		性別	男	生年月日	1990-01-01
収入金額等	給与	36542800	配当	30	30	雑所得	194700	合計	36542800
所得控除	配偶者	4899127	扶養親族	1	1	社会保険料	804480	合計	4899127
所得金額	所得金額	31643673	所得金額	31643673	所得金額	所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

本人 「収入金額等」欄の合計 ※(カ)給与・(キ)公的年金等も含む。 + 配偶者 「所得金額欄」の合計 ※⑥給与及び⑦雑は含まない。 = 340万円以下

※ご不明な点等ありましたら、0887-53-1113 教務課 安岡までご連絡ください。